

学校施設開放資料

1 令和8年度の施設開放する日

- ・ 施設開放は学校運営に支障の無い範囲で許可する。
- ・ 行事一覧のとおり

2 利用方法（登録・申請）

- ・ 登録申請書および利用者名簿を3月2日（月）から3月6日（金）午後4時までに学校事務室へ提出すること。（様式第2号の利用者名簿は変更の都度、追加名簿を提出する。学校は3月13日までに登録証を交付する。）
- ・ 各月の利用申請は前月20日までに登録証を添えて提出する。
- ・ 2団体の同時使用は認めていないため、利用申請が重なった場合は相互で協議して代表団体を決定すること。必要に応じて委員会が連絡先を公開する場合がある。
- ・ 申請後に施設を利用しなくなった場合は電話・メール、グーグルフォーム等で必ず学校へ連絡すること。
- ・ 学校の都合で、急に使用できなくなることがある。

3 施設電気使用料

- ・ 利用報告書は必ず利用日当日に玄関ポストへ提出すること。または、当日中にグーグルフォームへ報告すること。（利用しなかった場合も報告が必要。）
- ・ 運動場及び体育館の照明は利用者が電気使用料を負担する。利用報告の実績時間で電気使用料を計算する。ただし、1時間に満たない時間を含む場合は1時間単位に切り上げる。
- ・ 利用月の翌月中旬に県から利用責任者の自宅へ納入通知書が送付されるので納期限内に必ず納入すること。
- ・ 電気使用料を納入後、納期限の前日までに領収書を学校へメール、ファックスもしくは持参すること。
- ・ 照明は一部使用の場合も、全面を使用した場合の電気使用料を請求する。ただし、利用していない旨の申告があれば、請求しない。

- ・ 2回納入が遅延した場合はその後の利用を禁止する。

4 鍵の受渡し方法等

- ・ 体育館の鍵は事務室で利用日（学校休業日の場合は直前の学校営業日）の窓口対応時間内（8:30～16:00）に受領すること。返却は当日利用報告書と共に正面玄関ポストへ入れること。
- ・ 連続して使用する場合でも一旦返却すること。（学校休業期間の連続使用の場合は除く）

5 その他

(1) 利用時間

- ・ 午前中は午前8時から、夜間は午後9時まで（準備・退出の時間を含む）
- ・ 午前・午後等連続して使用する場合は通しで記入する。（申請・報告共）

(2) 防災・防犯

- ・ 正門の鍵はダイヤル式となっている。番号は責任者にのみ通知するので、責任者が必ず開閉し暗証番号は他の利用者には教えない。
- ・ 申請日以外は校内に入らない。やむを得ない理由がある場合は、必ず学校営業日の窓口対応時間内（8:30～16:00）に事務室に申し出る。
- ・ 学校内で火災が発生した場合は、発見した利用者が消防署等へ連絡する。
- ・ 台風接近時等警報が発令された場合は、体育館を避難所として開設する可能性があるため利用しない。利用中に避難所として開設することになった場合は、町役場の担当者の指示に従う。

(3) 安全対策

- ・ 自家用車で学校敷地内を通行する際は東門からの一方通行とし、最徐行（8 km/h 以下）で交通安全に努める。
- ・ 利用者登録の目的、施設、利用者の範囲を超える活動はしない。（屋外遊具等で遊ばない）また事故や盗難等が生じてても学校側は一切の責任を負わない。

(4) 環境保全

- ・ 学校敷地内は全面禁煙
- ・ 利用後は必ず原状回復をする。厳守できない場合は、利用許可を取り消すことがある。
- ・ 使用中に施設を破損させた場合は、その修繕に係る費用を負担する。
- ・ 施設の損傷を見つけた場合は、利用時に壊したものでなくても報告する。

- ・ 忘れ物、落し物は事務室に1か月保存後処分する。
- ・ トイレは、体育館2階と1階外及びプール附属棟のみ使用可

(5) 運動場利用者

- ・ 雨天等で運動場の状態が悪い場合は使用しない。
- ・ 校内外の器具庫は原則使用不可。校外の器具庫は安全管理のため鍵を設置する。
- ・ 利用後はトンボで運動場整備をする。
- ・ 原状復帰しきれなかった場合は、施設破損とみなす。速やかに学校へ報告する。

(6) 体育館利用者

- ・ 体育館の使用後は清掃及びフロアモップを行いゴミは持ち帰る。また、トイレの清掃も毎回行う。
- ・ 体育館入口側左のバスケットゴールは故障中のため使用しない。
- ・ バレーボール及びバドミントンの支柱は利用の都度持ち込むか学校の指示に従う。授業、学校行事の妨げになる物は置かない。
- ・ 体育館中央部のネットを使用した場合は、キャットウォークに上げておく。
- ・ 体育館の床板剥離による事故防止のため、使用後の清掃・点検を必ず行う。また、清掃時は水拭はしない。
- ・ フローリングに水がこぼれた場合は直ちに乾いた布等で拭き取る。

6 緊急連絡先

- | | | |
|----------|--|---------------|
| (1) 学校代表 | 0548-23-9871 | 平日 8:15~16:45 |
| (2) メール | yoshida-sh@edu.pref.shizuoka.jp | 夜間・休日 |
| (3) 学校携帯 | 090-5102-0479 | 夜間・休日 |

※すぐに応答できない時は、ショートメールで団体名と連絡者氏名を送信してください